

質問回答書

業務名	久留米市国民健康保険生活習慣病重症化予防業務
-----	------------------------

【質問内容及び回答】 ※質問内容の文言については編集を行っています。

No.	質問内容	回答
1	【仕様書別添 1「1 対象者」】 仕様書には「<u>基準年度</u>に糖尿病の治療を受けていたが、<u>同年度</u>に久留米市国民健康保険特定健診を受診しておらず、直近一定期間の受診歴がない者。なお、<u>基準年度</u>については、令和7年度もしくは8年度とし…」とあります。 「基準年度」と「同年度」は同一年度を指すものと理解しておりますが、令和8年度事業において、基準年度を令和7年度とした場合、対象者は『令和7年度に糖尿病治療歴があること』『令和7年度特定健診未受診であること』を条件として抽出し、令和8年度の特定健診受診状況は、対象者抽出要件に含めないということでしょうか。 もしくは、市からの提供データは各月上旬までに提供されることを踏まえ、別添2の業務同様に、事業年度の健診受診状況を加味したうえで実施するのでしょうか。	ご認識のとおり、仕様書に記載する「基準年度」と「同年度」は同一年度を指します。 そのため、令和8年度事業において、令和7年度を基準年度とした場合は、令和7年度の糖尿病治療歴及び特定健診受診歴を踏まえて、対象者を抽出していただくことになります。 この場合、令和8年度中の特定健診受診歴を加味しません。
2	【仕様書別添 1「2 業務内容及び実施方法（3）受診勧奨業務」】 仕様書には「受診勧奨通知の送付は、当年度の勧奨対象者に対して年度内に2回行うこと」とあります。また、前回公告時の質問回答において「当初勧奨・再勧奨」という記載がありました。 本業務における2回目の通知については、1回目に勧奨した対象者に対して再勧奨を実施する想定であり、対象者を分けて2回の勧奨を実施するものではないという理解でよいでしょうか。 また、再勧奨の対象者については、別添2の業務ではレセプト確認結果に基づき再勧奨（電話による簡易保健指導）を行うとされていますが、別添1の業務では、アンケート回答の未返送者が対象となるのでしょうか。	仕様書別添1に定める業務に関しては、ご認識のとおり、1回目勧奨対象者について再勧奨を行うことで、年度内に勧奨通知を2回送付するものとしています。 また、仕様書別添1に定める再勧奨対象者には、アンケート回答の未返送者は原則対象となる想定です。ただし、本市が提供するレセプト情報等により受診が確認できた場合など、再勧奨がふさわしくない対象者においては、2回目の勧奨通知を送付しないことも想定されます。最終的には、受託者と本市で協議のうえ、勧奨対象リストを確定させていただきます。

		なお、仕様書別添２に定める業務では、「２ 業務内容及び実施方法（３）③電話による簡易保健指導（受診再勧奨を含む）の実施」において、再勧奨等にかかる内容を記載しています。 別添２の業務における再勧奨対象者の選定では、ご認識のとおり、レセプト確認による選定方法も想定されますが、本市が提供する電話番号判明者の情報並びにアンケート回答により判明した電話番号情報を用いて、どのようなタイミングでどのような方に電話による簡易保健指導（再勧奨を含む）を実施されるかは、企画提案内容となりますので、本仕様書では内容を限定しておりません。
3	【仕様書別添２「２（４）効果測定 及び ５（２）事業効果の測定・報告時期」】 契約期間は令和１０年３月で終了となりますが、令和９年度事業において対象者抽出及び効果測定の対象とする特定健診受診データは、何月受診分までを想定していますか。	特定健診受診データは、前々月までに判明した受診データを各月上旬に提供可能です。また、令和９年度事業分の効果測定報告時期は、令和１０年３月中旬頃までとしています。 そのため、令和９年度事業については、令和１０年１月受診分までを想定しています。
4	【仕様書「５ 受診勧奨の手法」】 「電話の場合は同一人に３回以上架電し、不通の場合は、対応終了とする」とありますが、不通完了時も経費請求は可能でしょうか。	３回以上架電により不通終了となった場合においても電話架電実施済件数として経費請求していただくことは可能と考えています。 具体的には、受託候補者が決定したのち、仕様確定のうえ契約時に確定させていただきます。
5	【様式第８号】 「業務仕様書に定める各業務の想定業務量を予定数とし、積算すること」とありますが、業務構築費等の積算項目については、委託上限額の範囲内で受託者が任意に設定して問題ないでしょうか。	「文書による勧奨通知件数」及び「電話による簡易保健指導件数（再勧奨を含む）」については、仕様書に想定業務量を定めておりますので、その実施にかかる経費を積算する場合は当該件数により積算してください。 その他の経費（業務構築やレセプト分析など）については必要となる経費を計上していただいかまいません。なお、業務実施にかかる全ての経費を積算のうえ、予算上限額内であれば失格要件には該当しません。
6	【実施要項 ８（１）提出書類】 登記事項全部証明書と納税証明書は、発行から３か月以内のものであれば写しでも問題ないでしょうか。	原本ではなく写しの提出でも問題ありません。